

！ 名義貸し

名義を
貸して
くれませんか？

「あなたは老人ホームに入居する権利を持っている。不要なら名義を貸してほしい」と電話があったので、承諾した。しかし、後日、「名義貸しは犯罪なので逮捕される。お金を払えば解決してあげる」と脅され、指示されるまま宅配便でお金を送ってしまった。

- 名義を貸してと言われたら詐欺です！すぐに電話を切りましょう。
- 言われるままに現金を送ってはいけません。宅配便で「現金送れ」はすべて詐欺です。

知っておきたい！クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売などで契約したり、マルチ商法などリスクの高い契約をした場合、**期間内であれば消費者から無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度**です。お困りになったら、お住まいの市町の消費生活相談窓口にご相談を！



✓ 契約したのはいつ？

✓ 業者の名前は？

✓ 何を契約しましたか？

✓ きっかけは(訪問/電話等)？

✓ 契約金額は？